

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	報告事項について.....	2
①	次期総合戦略の構想編（案）について.....	2
②	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（予備費分）の活用について.....	6
③	指定管理者制度の導入施設について.....	8
④	矢板市庁舎整備基本構想の策定に係るパブリックコメントの実施について.....	10
⑤	矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部改正について.....	14
⑥	市内施設における病児保育事業の開始について.....	15
⑦	特定外来生物クビアカツヤカミキリの成虫の確認について.....	16
⑧	環境関連の計画の令和6年度実績について.....	17
⑨	土地改良事業の実施について.....	22
⑩	令和7年度全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果について.....	22
⑪	工事請負契約の締結に係る議案の提出予定について.....	24
4	その他	25
5	閉会	27

日 時	令和7年8月20日(水)	午前10時00分～午後11時06分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 14 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 恵 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 秘書広報課長
- ⑥ 総務部長
- ⑦ 総務人事課長
- ⑧ 財政課長
- ⑨ 健康福祉部長
- ⑩ 社会福祉課長
- ⑪ 幸齢課長
- ⑫ こども課長
- ⑬ 市民生活部長兼危機管理監兼生活環境課長
- ⑭ 経済部長兼商工観光課長
- ⑮ 農林課長兼農業委員会事務局長
- ⑯ 建設部長
- ⑰ 教育部長兼教育総務課長
- ⑱ 生涯学習課長
- ⑲ 上下水道事務所長兼水道課長
- ⑳ 下水道課長

森 島 武 芳
 印 南 洋 之
 伊 藤 由 悟
 村 上 治 良
 杉 山 太 郎
 高 橋 弘 一
 佐 藤 賢 一
 矢 板 洋
 高 橋 理 子
 加 藤 清 美
 相 馬 香 織
 斎 藤 敦 子
 柳 田 豊
 山 口 武
 山 下 征 子
 和 田 理 男
 佐 藤 裕 司
 宮 本 典 子
 柳 田 恭 子
 高 久 英 治

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
 - ② 副主幹
 - ③ 主査
- 星 哲 也
 粕 谷 嘉 彦
 手 塚 紀 寿

1 開 会

○議長 おはようございます。

全員協議会を開会いたします。

初めに市長から御挨拶があります。 (10:00)

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、日頃より市政の発展と市民福祉の向上のため、御尽力を賜り心より感謝を申し上げたいと思います。

本日の議題につきましては、次期総合戦略の構想編（案）についてなど、11件ございます。これらの件につきまして、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 報告事項について

① 次期総合戦略の構想編（案）について

○議長 3、議題に進みます。(1)報告事項について、①について説明を求めます。

○総合政策課長（村上治良） おはようございます。それでは、現在検討を進めております次期総合戦略の検討状況につきまして御報告いたします。

表紙に「矢板市総合戦略（案）」とある資料を御覧ください。次期総合戦略につきましては、「構想編」「戦略編」「検証編」の3編で構成することとして

おりますが、本日はこのうちの「構想編」について御報告いたします。

まず、表紙をめくって目次を御覧ください。この構想編の構成となりますが、最初に次期総合戦略の策定の背景や性格、役割を記載しております。次に、現状として戦略策定をする上での社会潮流、データから見る矢板市の状況を整理しております。そのあとに、本戦略達成により目指す将来人口の推計、まちの将来像、そして本戦略で達成すべき目標となるK G I（重要目標達成指標）を設定し、最後に戦略の実施方針を示しております。

それでは、具体的な内容の説明に移ります。まず、下の番号で2ページをお開きください。本戦略策定でございますが、冒頭に記載のとおり、令和7年度で計画期間が終了する「やいた創生未来プラン」の後継としつつも、総合計画の策定は行わず、総合戦略として一本化を行っております。また、近年における本市の状況として、「消滅可能性自治体」に指定されてしまった状況におきまして、限られた行政資源を最大限に活用し、持続可能な地域社会の構築を図る必要があります。このことから、本戦略では従来の総合計画の枠組みにとらわれず、柔軟かつ実効性の高い行政運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、3ページの本戦略の性格・役割でございますが、これまで以上に「成果重視・実行重視」の視点を強化し、将来像の実現に向けた施策を体系的に整理いたします。併せて、人口フレームを基盤としたK G Iを設定し、進捗管理と成果の可視化を通じて、実効性と柔軟性を兼ね備えた戦略の推進を図ります。

次に、「2 社会潮流」を4ページから7ページにかけて記載しております。細かな内容になるため、個々の御説明は割愛いたしますけれども、人口減少・少子高齢化の進行、多様性と共生社会の実現、安心・安全な暮らしへの関心の高まりなど、9項目に分けて現在の社会的な状況をまとめているものです。

続いて、「3 データで見る矢板市」というものが、8ページから25ページに

かけて記載しております。まず、8 ページでは矢板市の人口の推移、9 ページでは自然動態と社会動態の推移、11 ページでは合計特殊出生率の推移が記載されており、いずれも本市が置かれている厳しい状況が示されております。

次に、産業でございますが、12 ページの農業では、2000 年から 2020 年の 20 年間で農家数が約 55%減少していること、13 ページの工業では 2013 年から 2022 年の期間で見た場合に、事業所数は増減がありながらも同程度が維持されたものの、製造品出荷額や従業者数は大幅に減っていることから、こちらも厳しい状況がうかがえるところであります。

少しページが飛びまして、16 ページからは市の財政でございます。歳入といたしましては、歳入総額は増えているものの、自主財源の伸びに対して、依存財源の割合が高い状況が続いております。

次の 17 ページは歳出の状況、18 ページでは主な財政指標を記載しております。19 ページからは、総合戦略策定に当たって実施した市民アンケートの結果を記載しております。本戦略においては、人口減少を大きな問題と捉えておりますが、24 ページでは市民の皆様には人口減少による影響をお尋ねしたページとなっております。その中では、上位の回答申し上げますと、「年金や医療費などの住民負担の増加」、「地域の消費に対する需要の減少や労働力不足による地域産業の衰退」、「学校や公共施設の減少、商業施設の撤退」などが懸念されているところであります。次に、25 ページになりますが、人口減少への対策としては、「働きながら結婚し子育てできる環境の整備」、「雇用機会の創出・拡大」、「医療・福祉サービスの充実」が上位に来ておりまして、本戦略はこれらの視点が重要と考えているところであります。

続いて、26 ページからの将来人口に移ります。(1)の将来人口推計は国立社会保障・人口問題研究所が 2023 年に実施した将来人口の推計になります。こ

の推計では、急速な人口減少を見込んでおり、2035年には2万5,382人、2050年には2万人を下回る1万9,273人と予測しております。この推計においては、年少人口の減少が著しく、2050年は老年人口が市内人口の48.6%を、年少人口はわずか6.6%の1,267人まで減少する予測となっています。27ページでは、総合戦略の取組により、急激な人口減少に歯止めをかけることにより目指す人口フレームを示しております。特に、若い世代や子供の減少対策を進めることで、年少人口及び生産年齢人口の急激な減少を抑えていきたいと考えております。

28ページはまちの将来像でございますが、現在を「消滅可能性自治体」に位置付けられた本市における転換点と捉えまして、本市の特徴を生かしながら、次の10年を見据えた取組に挑戦していく必要があります。この戦略において、目指す将来像としては、「選ばれるまち」として、若者や子育て世代をはじめとする多様な人々が、矢板市で働き、暮らし、将来にわたって住み続けたいと思えるような環境を整えることです。そのためには、地域内外の人・企業・資源がつながり、共に価値を作り出し、地域の活力を高めていくこと、そして誰もが希望を持って暮らせる持続可能で創造的な社会への未来を開いていくことが必要と考えております。

次の29ページでは、戦略全体の成果を測る中長期的な指標としてのKGIについて示したものです。ここでは、社会増減率、出生数、幸福度の三つを示しております。社会増減率、出生数は消滅可能性自治体を脱却するためのものでこの実現のために各種施策を検討してまいります。また幸福度につきましては、Well-beingと言われる指標です。経済指標だけでは測れない価値を測定するもので、市民の主観と客観を踏まえた指標として、徐々に注目されるようになってきているものであります。幸福度の目標値については、全国的な数値

等も勘案しながら目標設定を行ってまいりたいと考えております。

最後に、実施方針でございますが、30 ページでは、施策の展開として、まずは、優先度が高く比較的早期に成果の創出が期待できる施策を短期で実施する重点施策と位置付けて実施してまいります。併せて、将来像の実現に向けて継続的かつ計画的に取り組む事業を長期的施策と位置付け、市の持続可能性を支える取組として実施してまいります。

31 ページが本戦略を推進するための政策領域の設定でございます。将来像の実現とK G I の達成に向けた施策を「稼ぐ」「人材投資」「社会資本投資」の三つの領域に整理し、戦略的かつ体系的に展開いたします。各政策領域では、「戦略編」で具体的な施策とK P I を通して、課題解決に取り組んでまいります。

本日の報告は、構想編となりますので、ここまでとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(予備費分)の活用について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総合政策課長 続きまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金予備費分の活用について御報告いたします。本交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた、生活者や事業者の支援を目的としたもので、今般、米国関税措置を受けて国の令和7年度予備費を活用して自治体に交付されるものであります。本市には今回、約1,400万円が配分されました。総額約

8,300万円が交付された令和6年度配布分と比較すると、今回の配分は実施できる事業も限られることから、地域の実情に即した効果的な活用を検討し、実施事業を選定しましたので御説明いたします。

最初に、「事業者支援」ですが、「酒類製造事業者支援」事業として、市内に事業所置く日本酒酒造事業者に対し、酒米の価格上昇分の一部を補助することで、当該事業者の事業継続及び経営の安定化を支援いたします。

次に、「生活者支援」になりますが、「住民税非課税世帯向け物価高騰対策クーポン券支給」事業として、非課税世帯に対し、市内で使える灯油クーポン券を配布し、物価高騰の影響を強く受ける非課税世帯の生活を支援いたします。

また、今回の交付金を活用して、燃料費高騰の影響を受け大きく受ける運送事業者に対し、燃料費補助を検討していたところ、直近の報道等で示された国の暫定税率の廃止に向けた動きを受けまして、燃料価格に大きな影響与える政策変更が今後行われる可能性があることから、当該支援事業の選定につきましては、一時的に留保させていただきまして、全体の施策の整合性を保つため見直しを進めているところであります。今回留保させていただきました約650万円につきましては、国の動向を注視しつつ、既に展開している令和6年度の交付金活用事業の進捗や効果を踏まえ、新たな支援策の転換等の柔軟な対応を図り、交付金全額を活用してまいります。

今回の事業の総額は約750万円となり、本件に関連する令和7年度補正予算案を次の9月定例会議に議案として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 指定管理者制度の導入施設について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○総合政策課長 指定管理者制度の導入施設についてでございますが、本年度末をもちまして指定期間が満了となる7施設の導入方針につきまして御説明いたします。

別紙を御覧いただきたいと思います。令和8年度から制度を導入する施設の一覧表でございます。それぞれ制度の継続、新規、指定期間、選定方法の区分を記載しております。今回全て公募により募集する予定となっておりますが、別紙のNo.2から6につきましては、施設の性質等を勘案しまして、一体的に行いたいと考えておりますので、今回の選定では、最大3団体が指定管理者として指名されることとなります。

なお、今後のスケジュールについてでございますが、それぞれの事業計画の募集などを行い、10月に指定管理者選定委員会を開催の上、指定管理者の候補者を選定してまいります。候補者を選定した施設につきましては、管理者の指定を12月の定例会議に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○石塚議員 今までとこの指定管理の制度を見直した理由は何かあるのでしょうか。

○総合政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。今までと見直したというのは、これまで非公募だったところを公募にしたという御質問でしょう

か。これまで非公募だったところにつきましては、先ほどまとめた案件等を報告させていただきました学童保育とかの関係でございまして、こちらこれまでは、非公募ということでございました。そちら学童保育館ということで運営者と利用者の信頼関係であったりというようなところがございまして、知識経験があるということで非公募とさせていただいたところでございますが、今回あえて公募に踏み切ったということで、公募にすることによりまして複数の団体から提案を受けるということにより質の高い創意工夫に富んだサービスの提供を期待しているというようなものがございます。また、競争原理が働くことで、利用者にとってより良いサービスが実現できる可能性があるのではないかと、また、公募にすることで多様な視点とかノウハウを持つ団体が提案を受けられる可能性があるのではないかと、また、そちらが住民ニーズに即した管理運営期待していけるので原則公募というのがあるのですが、今回あえて非公募から公募にさせていただいたという内容でございます概要は以上でございます。

○石塚議員 本当に今はですね、その指定管理に関してはすごく優秀な民間事業者が多々あると感じています。なので、市にとっても利用者にとってもすばらしいものになることを期待して、質問のほうは以上にしたいと思います。

○議長 答弁はいいですか。

○石塚議員 はい。

○議長 ほかに御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 矢板市庁舎整備基本構想の策定に係るパブリックコメントの実施について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○財政課長（矢板 洋） 矢板市庁舎整備基本構想の策定に係るパブリックコメントの実施について御説明いたします。

最初に基本構想案の策定に係るこれまでの検討経過及び基本構想案の概略について「矢板市庁舎整備基本構想（案）概要版」で御説明いたします。まず、新庁舎整備の必要性についてですが、概要版 1 ページの一番上の部分をお願いいたします。市本庁舎につきましては、平成 18 年度に実施しました耐震診断におきまして、建築物の地震に対する安全性を示す指標 I_s 値が 0.3 程度であったことから、震度 6 強程度の地震に対しまして、倒壊または崩壊の危険性が高いと評価されている状況でございます。また、現庁舎は昭和 37 年に建設され 62 年が経過し、建物や設備の老朽化が著しく進んでいることから、一般社団法人日本建築学会が定める鉄筋コンクリート造建築物の目標耐用年数 80 年に対しまして、耐震補強を行ったとしても実施できる年数が短い状況であるほか、さらなる狭隘化につながることでバリアフリーへの対応や窓口の分散化の解消等が困難であり、市民の利便性向上が見込めない状況にあります。そのため、平成 29 年度に策定しました矢板市公共施設再配置計画におきまして、複合化を視野に入れた建て替えについて検討を進めることを明記しまして検討を進めてまいりました。

令和 5 年度には、新庁舎整備の基本的な考え方となる基本方針や、建設規模や場所の選定などについての考え方を整理する基本構想の策定に着手いたしました。基本構想の策定に当たりましては、学識経験者や市議会及び市内関係団体の代表者、公募で選定された市民を委員とする矢板市新庁舎整備検討委員

会が設置されまして、市長から委員会に新庁舎整備に係る基本構想の策定に必要な事項について諮問いたしました。委員会からは、本年3月19日付で新庁舎整備に係る基本構想の策定及びそれに必要な事項について答申をいただきました。その答申を受けまして、庁内で最終的な意見集約を行い、矢板市庁舎整備基本構想案を策定いたしました。

以上が新庁舎整備の必要性及び基本構想案策定に係るこれまでの検討経過でございますが、続きまして基本構想案の概略について御説明いたします。基本構想案につきましては、「1 基本構想の目的と位置付け」から、「10 事業計画に関する考え方」までの10項目から成り立っております。まず、1の基本構想の目的と位置付けにつきましては、現状の課題に加えまして、防災やバリアフリー、高度な情報化への対応、感染症対策など、庁舎施設を取り巻く様々な状況を整理しまして、新庁舎における機能や整備等に係る考え方の方向性について分かりやすく示すことを目的としております。この考え方につきましては、市庁舎が市内最大の市民サービス施設として機能していくために庁舎整備に係る具体的な必要事項を決定していく今後の「基本計画」「基本設計」「実施設計」等の策定を行っていく際の指針となるものでございます。

一つ飛びまして、3の庁舎施設の現状と課題につきましては、庁舎の現状を整理した上で、「①耐震性に関すること」から、「⑥ユニバーサルデザインに関すること」までの六つの課題を挙げまして内容を整理しております。現状の課題を踏まえまして、次の2ページになりますが、4の基本的な考え方についてとしまして、八つの基本方針を示しております。基本方針につきましては、市民等にとって効率的で利便性の高い庁舎を目指すことや社会情勢の変化等への対応、災害時においても安全・安心でライフサイクルコストの削減が図られた経済性、市民協働のまちづくり推進のための交流拠点、セキュリティや議会

の独立性を保ちながらも充実した情報提供や議場の市民活用を目指すことなどを掲げております。

5の新庁舎の想定規模の設定でございます。こちらでは、新庁舎に必要とされる面積を算出しております。施設の想定規模につきましては、職員数、議員数を基に総務省の基準や国土交通省の基準、近年の整備事例を用いて多面的に想定規模を算出しております。また、敷地の想定規模につきましても、必要駐車台数や緑地広場面積、施設の想定規模から算出しております。基本構想における想定規模につきましては、今後の検討のための目安として示すものであるため、施設の規模及び敷地の規模につきましては、次の段階であります基本計画において十分に検討した上で精査してまいります。

続きまして、6の新庁舎の建設場所の考え方となります。候補地の選定から新庁舎の建設場所の選定までの流れを示しております。また、建設場所の候補地選定の条件につきましては、候補地選定の対象範囲として人口分布による人口重心点の位置から半径2キロ圏内を候補地選定の対象範囲と設定しております。候補地の評価項目につきましては、「(1)まちづくりの方向性」から「(7)整備スケジュール」までとして評価基準を示しております。

続きまして、3ページの新庁舎の建設場所の選定となります。先ほどの人口重心点から半径2キロ圏内を対象に五つの候補地を選定いたしました。この五つの候補地から設定した評価項目、評価基準に基づいて比較評価を行いました。その比較評価の結果に加えまして現段階において長期間の工期、または多額の工事費用となる要因がある候補地を除外しまして、「現矢板市役所」と「矢板市子ども未来館他」の二つの候補地を検討対象として選定いたしました。この二つの候補地の具体的な整備内容を基本計画において比較検討しまして、最終的な建設地を選定してまいります。

続きまして、8の敷地計画に関する考え方及び9の施設計画に関する考え方につきましては、今後の基本計画以降において必要とされる機能等を検討していく際の考え方を示しております。

最後に、10の事業計画に関する考え方となります。まず、事業手法についてですが、五つの事業手法を比較検討し、基本計画において最適な選択を行うこととしております。次に、整備方針についてですが、庁舎の建設場所や規模、機能などによって、整備費用は変わってくるものとなります。今後、基本計画を策定していく中で、庁舎に必要な規模、機能を十分に精査していくことで経費節減を図ることや庁舎等整備基金の計画的な積立を行うなど、健全な財政運営の維持に努めてまいります。さらに、施設の複合化につきましては可能性がある候補施設の整備について、こちらも各条件等を比較検討した上で基本計画において精査してまいります。事業工程につきましても、事業手法の選択等によりまして変動はありますが、財源確保や財政状況にも十分配慮して整備スケジュールを検討してまいります。また、今後の進め方としましては、社会経済情勢や国県制度等の状況に応じまして、有利な財源措置などを選択するとともに、活用するに当たって柔軟な対応がとれるよう検討してまいります。また、庁舎整備には財源確保団などに一定の期間を要することとなりますので、現庁舎における身体や生命の安全性確保の観点から、新庁舎が整備されるまでの期間における必要となる暫定的な措置についても併せて検討してまいります。

以上が、矢板市庁舎整備基本構想案の概略となりますが、この基本構想につきましては、令和7年8月21日から9月25日までの期間でパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントにつきましては、広報やいた9月号での周知や財政課窓口、矢板・泉・片岡の各公民館のほか、市ホームページで閲覧可能なものとして実施いたします。パブリックコメントにおきまして市

民の皆様からいただいた御意見につきましては、内容を整理し基本構想の策定に当たって検討いたしまして、全員協議会にて御報告いたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部改正について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○税務課長（高久聡子） 矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部改正について御報告いたします。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等の制定により令和7年11月17日から標準化に対応した税システムが切り替わることに伴い、税証明の様式が変更になるため、手数料条例及び市税条例の一部を改正するものであります。改正の内容といたしましては、手数料条例の別表において、まず、土地と建物に関する証明手数料については、今まで別々であったものが新様式への変更に伴い、「土地及び建物に関する証明手数料」に統合するものであります。また、現行の所得証明、住民税決定証明を削除しまして、「その他市税に関する証明手数料」に統合するものであります。なお、手数料は300円で変更はございません。市税条例につきましても手数料条例の改正に伴い、納税証明書の交付について併せて改正するものであります。施行日は、本市のシステム利用開始日である令和7年11月17日です。つきましては、9月定例会議に議案として提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 市内施設における病児保育事業の開始について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○こども課長（斎藤敦子） 市内施設における病児保育事業の開始について御報告いたします。国際医療福祉大学塩谷病院において10月1日から病児保育事業を開始することとなりました。この病児保育事業に関しましては、令和6年度に予算計上はしたものの上半期ではなかなか協議が進まず、ほぼ白紙の状態でありましたが、その後、塩谷病院と積極的な協議を実施してまいりまして、このたび塩谷病院との皆様の御協力をいただいて実現する運びとなりました。これまで市内には病児保育施設がなく、市外の2施設より広域利用していたため、市内で初めての病児保育施設となります。

概要を御説明いたします。病児保育事業は保護者の就労等により、家庭での保育が困難な病気のお子さんを一時的に保育することで保護者の子育てと就労の両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備することを目的としております。対象となる児童は、満1歳から小学6年生で矢板市内在住または保護者の勤務地が矢板市内にある児童となります。利用するためには、こども課に事前登録が毎年度必要になりまして、今年度の事前登録は9月1日から受付をいたします。事前登録はこども課窓口のほか、矢板市公式LINEでの申請も受け付ける予定でございます。利用が可能な児童の状態としては、入院治療の必要がなく当面症状の急変が認められない場合となります。具体的な疾患としまして、かぜや消化不良などの日常見られる疾患、ぜん息などの慢性疾患、

感染性疾患の一部、骨折ややけどなどの外傷性疾患でございます。なお、感染性疾患としましては、例えばインフルエンザ、溶連菌感染症、手足口病などは利用が可能となっております。

今後のスケジュールにつきましては、まず、明日の 21 日記者発表で公表いたします。その後、広報やいた 9 月号に掲載し、9 月上旬には市内小学校、保育所、保育園、認定こども園にチラシを配布する予定です。今後も仕事など子育ての両立を支援し、若い世代からも選ばれるまちづくりが進められるよう当事者の声を伺いながら、子育て環境の整備に努めてまいります。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 特定外来生物クビアカツヤカミキリの成虫の確認について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○生活環境課長(柳田 豊) 特定外来生物クビアカツヤカミキリの成虫の確認について御報告させていただきます。先日の栃木県からの発表により地元新聞誌に掲載となりました。既に御承知になられている議員さんもいらっしゃると思いますが、本年 8 月 5 日に矢板市上伊佐野地内で特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの成虫が本市で初めて確認されました。翌日に栃木県と本市におきまして発見者宅や周辺樹木を調査いたしましたが、被害木の発見には至りませんでした。その翌日には地元行政区長の御協力を賜り、急遽情報提供の班回覧を実施いたしました。本日から栃木県と協力し、発見者宅周辺半径 2 k m の範囲にわたり対象木の調査を実施し、被害が発見された場合は

必要な防除対策を実施してまいりますので、御承知いただきますよう願います。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑧ 環境関連の計画の令和6年度実績について

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○生活環境課長 環境関連計画の令和6年度の実績について御報告させていただきます。8月5日に開催いたしました環境審議会におきましては、矢板市議会から御推薦をいただきました石塚議員におかれましては御多用のところ御出席いただき誠にありがとうございました。

それでは、お手元の資料のうち、ページ番号の1ページ右上に資料1とあります「各計画の位置づけ」を御覧いただきますと、太枠で示された三つの計画の位置づけとなっておりまして、その目標と実績について御報告してまいります。資料2ページとなりまして、右上に資料2とあるものを御覧ください。この計画はカーボンニュートラルの実現に向けた施策と気候変動に適応する生活環境の改善や、自然環境の保全等への対応を含む矢板市の環境関連計画の核となる計画の進捗管理表でありまして、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画期間とし、五つの大綱16施策の柱51の指標と目標値を設けてまいります。項目が多岐にわたりますので数値的に目立つ部分を中心に抜粋して御説明させていただきます。まずは表中の2段目、「温室効果ガス削減」という項目になります。表右側の目標値の排出量15万3,000tはこの項目の

基準年でございます 2018 年の排出量 20 万 1,000 t から 23.9%削減した値となっており、最新の実績値につきましては、18 万 4,000 t で昨年度より微増となっております。こちらは環境省が算出した自治体排出カルテの令和 4 年度の矢板市の数値を使用しております。データでは主に家庭からの排出量が増加しており、また近隣市町も同様の傾向があったことから 2022 年の記録的猛暑が背景にあると担当では推察しているところでございます。

次に、このページの最下段「公共施設冷暖房設備に再生可能エネルギーを活用」でありますが、こちらは当該年度に矢板市子ども未来館への再エネ省エネ設備導入工事の実施設計を実施いたしました。今年度工事を実施するため、現在着工前準備中でございます。

次に、3 ページを御覧ください。最下段の「塩谷広域行政組合及び構成市町との連携」につきましては、広域 2 市 2 町間でプラごみの回収について協議を行いました。これは現在 2 市 2 町の中で高根沢町のみがプラごみ回収を行っており、それを他市町で行えるか、また広域として行えるかななどを協議している最中でございます。

次に、4 ページを御覧ください。最下段の「不法投棄監視員による回収量の減少」でありますが、令和 2 年度に家庭ごみが常習的に捨てられる地点を徹底的に収集・監視することで令和 6 年度も減少している状況でございます。

続きまして、5 ページを御覧ください。下から 2 段目の「高齢者世帯に対応可能な生活ゴミ出しボランティア体制の構築」につきましては、令和 5 年度に「Y A I T A ごみ出し応援プロジェクト」として、事業内容を固めましてボランティアを募集いたしました。令和 6 年 4 月 1 日より実施しており、実績は 13 人となっております。その下の「ステーション回収品目の追加」につきまし

ては、広域処理等の関係もございますことから、まずはリサイクル率の向上とあわせまして、プラスチック類、発泡スチロール等の回収拠点のあり方なども含め、今後検討を進めてまいります。

次に6ページを御覧ください。表の下から2段目「空き店舗等の改修補助金件数」につきましては、目標値は年間件数となっております。令和6年度は0件であり、ただいまのところ累計で12件となっております。その下の「空き家バンク成約件数」でございますが、国の空き家対策への取組ですとか住宅資材の高騰などによりまして中古住宅が注目を集めまして、市の『「暮らし」のびのび定住促進補助金』等と相まって伸び始めている状況でございます。

次に7ページを御覧ください。上から2段目の「八方ヶ原観光入込数」でございますが、こちらは年々入込数が減少している状況でございます。

次に9ページを御覧ください。中段の「特定外来生物の未発見状態の維持・継続」につきましては、令和5年度の6月にアメリカザリガニとミシシippアカミミガメが新たに条件付特定外来生物に指定され、県と連携を図り対策に取り組んでいるところでございます。しかしながら、令和6年度はミシシippアカミミガメの増殖が確認されたことから、このような御報告となっております。そして先ほども御報告させていただきましたが、特定外来生物のクビアカツヤカミキリの成虫が確認されましたので、対象木の成虫や被害の有無の調査等を実施し、発見した場合は必要な防除対策を進めてまいります。次に、最下段の「市民協働の活動の実施」でございますが、これは10ページ3段目の「指導者研修会の実施及び団体の育成」とともに11ページ最上段の「環境文化都市やいたと連携した環境イベントの定期開催」と合わせた事業展開を図っていきたいと考えているところでございます。令和6年度につきましては3回実施いたしまして図書館でのイベントや生涯学習フェスティバル等で出展などを

行いました。

次に、11 ページ下から 2 段目「研究部会若しくは検討部会の発足」ですが、こちらは矢板ふるさと支援センター T A K I B I などの地域おこし協力隊と連携を図りながら、研究部会の創設を検討していきたいと考えているところでございます。最後の項目、「未来技術の導入促進」につきましては、令和 5 年度に引き続き、本市の D X 推進本部により先進技術の導入について、さらなる検討を進めているところでございます。

以上が環境基本計画の令和 6 年度の実績でございます。そして 12 ページから 13 ページまでが、まとめとして進捗管理一覧を掲載してございます。13 ページの一番下に目標達成の集計があり、昨年度と比較いたしますと「未着手、未達成」が二つ減り、「実施中、検討中等」に格上げとなっており、計画全体としては昨年よりも一歩前進というところでございます。

次に、14 ページの資料 3 が矢板市気候変動対策計画でございまして令和 6 年度実績について御報告させていただきます。計画書の第 6 章 C O 2 排出量削減のための対策、重点施策の実績、これらを取りまとめたものを御報告いたしますので、御覧いただきながら御聴き取りください。1 項目目「省エネルギー・省資源対策」 1 段目「COOL CHOICE とちぎ県民運動」による省エネ・脱炭素製品への切り替え推進でございますが、令和 6 年度は令和 5 年度に実施したような省エネ家電購入費補助費補助金と省エネ家電給湯器補助金による事業は行いませんでした。しかし、本年度は秋に実施する予定で現在準備を進めているところでございます。対策 2 段目の「ごみの減量、リサイクルの推進」につきましては、前年度と比較いたしまして微減となっております。対策の 3 段目「車両の ZEV 化推進」と取組の 2 項目目「再エネ導入」、こちらの対策の 1 段目「太陽光発電・蓄電池設備の導入促進」、取組の 3 項目目でございます「森

林管理」、こちらの対策の２段目の「薪ストーブ・ペレットストーブの不普及促進」、これらにつきましては令和５年度より「家庭のゼロカーボン補助金」を創設いたしまして、家庭の再エネ設備導入による脱炭素化の推進をするため、ＥＶ自動車の購入をはじめ、太陽光発電、蓄電池設備の導入、薪ストーブ・ペレットストーブの普及促進を図りまして、６３件約５２７万円の補助を実施いたしました。昨年度と比較しますと微減となっております。取組の２項目目の「再エネ導入」の対策の２段目の「公共施設等における太陽光発電や蓄電池設備の導入」及び３段目の「太陽光発電、蓄電設備等導入による避難施設の災害対応力の強化」につきましては、先ほども御説明いたしました子ども未来館の実施設計を行いました。本年度工事を実施いたします。取組３項目目の「森林管理」の対策の１段目、「間伐、皆伐再造林等による適切な森林管理の推進」につきましては、矢板市森林整備計画に基づき実施された実績を掲載してございます。

以上が令和６年度気候変動対策計画の実績、環境関連の計画の実績でございます。まとめといたしまして、環境審議会の委員の中からは、計画地点と現在の状況が変化したり突発的な事案もあることなどから、計画の中間地点でもあり５年目を迎える令和８年度に見直しを実施する御意見をいただきましたので、次年度見直しを含めた御報告をさせていただきますので、御承知おき願います。また、本日の全員協議会終了後に御説明させていただきました資料をホームページで公表させていただきますので、併せて御報告させていただきます。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑨ 土地改良事業の実施について

○議長 次に、⑨について説明を求めます。

○農林課長（山下征子） 土地改良事業の実施について御報告させていただきます。この事業につきましては、令和7年度から8年度の事業として玉田地内の農業用ため池の防災工事を土地改良事業により実施するものです。防災工事を実施するため池は、県道塩谷喜連川線とコリーナ矢板との間の県道側に面しています。このため池は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、令和2年度に防災重点農業用ため池に指定され、令和3年度に長寿命化計画を策定し、劣化状況、耐震体制、豪雨体制について診断をいたしました。その結果、堤体の漏水対策及び余裕高の確保等の防災対策工事が必要となりました。土地改良事業の実施につきましては、土地改良法第96条の2第2項の規定により当該市町村の議会の議決を経て施工することとなっております。本件につきましては、9月の定例会議に提出をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

⑩ 令和7年度全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果について

○議長 次に、⑩について説明を求めます。

○教育総務課長（佐藤裕司） 今年度実施した全国学力・学習状況調査及びとち

ぎっ子学習状況調査の結果について御報告いたします。全国学力・学習状況調査は、4月17日に小学6年生を対象として国語・算数・理科、中学3年生を対象として国語・数学・理科が実施されました。その結果が文部科学省から7月に公表されております。学力状況調査について、平均正答率から結果を見ますと小学6年生につきましては、3教科とも全国平均、県平均を下回る結果でした。中学3年生につきましては、国語・数学は全国平均、県平均を上回り、理科は全国平均、県平均を下回る結果でした。同日に実施されたとちぎっ子学習状況調査は、栃木県の小学4年生・5年生を対象として国語・算数・理科、中学2年生を対象として国語・数学・理科・社会・英語が行われました。その結果が県教育委員会から7月に公表されております。平均正答率から結果を見てみますと小学4年生、5年生が3教科とも県平均正答率を上回る結果となりました。中学2年生につきましては、数学が県平均正答率を上回ったものの国語・理科・社会・英語は県平均正答率を下回る結果でした。

学習状況調査については、主なものとして小学生は平日の家庭学習への取組状況や、授業で学んだことを次の学習や実生活に結びつけて考えたり生かしたりすることに関して肯定的な回答が多く見られました。中学生は、ICT機器の活用に関する質問事項で、全国県より高いポイントでICTを活用した教育が定着してきていると言えます。

今回の結果を受けまして、教育委員会といたしましては、引き続き学力向上推進リーダーを中心とした授業改善への支援、指導主事による研修、宇都宮大学と連携しての授業力向上対策研修事業等を実施することで教師の指導力向上を図ってまいります。さらに本年度導入したAIドリルには、児童生徒一人ひとりの理解度に応じて出題内容を自動的に調整する機能が備わっており、学習の効率化や記憶の定着に非常に効果的です。また、ゲーミフィケーションと

呼ばれるゲーム的な要素も取り入れられており、達成感や子供たちのやる気、集中力を高めることができます。これにより、児童生徒がより主体的に学習に取り組む姿勢が育まれます。今後もこうした先進的な学習支援ツールを活用しながら個々の学びを充実させる教育環境の整備を進めてまいります。各学校においては、本調査の結果を全職員で分析・検討して学力向上改善プランを作成しているところです。子供の学ぶ意欲、学習習慣や教師の指導力、保護者の理解協力の視点からアプローチできることを話し合い、昨年度の取組の良かった点や改善点を検証し学力向上を目指してまいります。また、小学校と中学校の連携に力を入れ、児童生徒の現状とともに互いの指導方法や学習内容の系統性を理解し、指導力向上や中1ギャップの解消につなげてまいります。そのほか家庭教育力の向上を目指し、保護者の理解と協力を得られるような取組を続けてまいります。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑪ 工事請負契約の締結に係る議案の提出予定について

○議長 次に、⑪について説明を求めます。

○生涯学習課長(宮本典子) 工事請負契約の締結に係る議案の提出予定について御報告いたします。矢板市文化会館解体工事につきましては、昨年度実施設計業務が完了しまして今年度から来年度にかけて解体工事を実施するため、8月6日に条件付一般競争入札を行い落札者が決定し、8月15日に仮契約を締結いたしました。契約額は税込みで3億6,520万円、相手方は栃木県矢板市

扇町二丁目5番17号、株式会社東昭建設でございます。つきましては、市条例の定めるところにより議会の議決が必要となりますので、9月の定例会議に議案として提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○石井議員 落札率は幾らだったのですか。

○生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。落札率は99.2%でございます。

○議長 ほかに御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 次に、4その他に入ります。

議員各位及び市当局から何かありませんか。

○水道課長(柳田恭子) 事故の発生について報告いたします。資料はございませんのでお聞き取り願います。令和7年8月13日午前3時53分に市民の方から矢板警察署に通報があり、その後連絡を受けた水道課職員が市道扇町・中3号線の扇町一丁目地内、J R宇都宮線矢板駅喜連川街道踏切東側の歩道において漏水を確認し、同日中に修繕工事を完了いたしました。事故の状況は地下に埋設している配水管200mmの石綿管が破裂したことにより漏水が発生し、西側に隣接する東日本旅客鉄道株式会社大宮支社の保有する線路内に水と土砂が流出したものでございます。この事故によるJ R宇都宮線の運行への影響はございませんでしたが、溢水により線路内に設置している電気系統の機

械を破損したほか、線路内のレールや枕木の下の部分の道床及び踏切手前の側溝に土砂が堆積いたしました。現在、事故の相手方である東日本旅客鉄道株式会社大宮支社と被害状況等について調査、協議中でございます。協議が整いましたら所定の手続きを行い、議会に改めて報告いたしますのでよろしくお願いいたします。今回の事故を受け、排水管が踏切を横断する当該箇所を含めた4か所の緊急点検を行い、現時点で異常がないことを確認いたしました。今後、改めて水道施設の適正な維持管理等に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。このほかにありませんか。

○掛下議員 ちょっと今後のこととして検討して欲しいのは教育委員会のほうですね。今日の発表でもICTの活用ということで、いろいろ効果が出ているということは伺っているのですが、数年前の質問でICTの活用により、全国的、世界的に近眼が増えているということで。近眼ですね、どうしても近いところを見るため。その回答としては一度調査をした上で今後どうするか、一つの指標としては、例えば太陽光の下で1時間か2時間ぐらい必ず外で遊んでもらうとか、あるいは「20-20-20ルール」ということで、20分間連続で画面を見たら20秒間遠くの20フィートのところを見なさいっていうのが、世界的にもやっているっていう話をそのときも話したのですけども。それでICTの活用とそういった健康面の関係がどうなっているか、一度その後の検討結果を検討していただきたいと思います。そういった形で私としては、健康面の障害っていうか、本当に近眼が増えているということもありますので、近眼の実態も含めて調査・検討のほど、今後よろしくお願いします。

○議長 調査・検討ということで、答弁はよろしいですか。

○掛下議員 はい。

○議長 このほかにありませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(11:06)

令和 年 月 日

議長